

環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

衆議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、環境を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

記

基本理念

- ① 人及び生態系への被害防止
- ② 予防的取組方法
- ③ 影響を受けやすい人等への配慮
- ④ すべての関係者の参加
- ⑤ 国際的協調

基本的施策

- ① 環境安全基本計画の策定
- ② 環境安全基準の設定
- ③ 環境安全調査の継続実施(バイオモニタリング・エコチル調査)
- ④ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑤ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑥ 環境安全委員会の設置

以上

| 名 前 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

集約期限 2021年9月30日

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411

生活協同組合 コープ自然派兵庫

〒651-2228
神戸市西区見津が丘4-10-5
(tel)078-998-1671 (fax)078-998-1672

環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

参議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、環境を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

記

基本理念

- ⑥ 人及び生態系への被害防止
- ⑦ 予防的取組方法
- ⑧ 影響を受けやすい人等への配慮
- ⑨ すべての関係者の参加
- ⑩ 国際的協調

基本的施策

- ⑦ 環境安全基本計画の策定
- ⑧ 環境安全基準の設定
- ⑨ 環境安全調査の継続実施(バイオモニタリング・エコチル調査)
- ⑩ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑪ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑫ 環境安全委員会の設置

以上

| 名 前 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

集約期限 2021年9月30日

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411

生活協同組合 コープ自然派兵庫

〒651-2228
神戸市西区見津が丘4-10-5
(tel)078-998-1671 (fax)078-998-1672